

# 「自然学校」「トライやる」は「学校の創意工夫」を活かして

県教委は、引き続きコロナ禍の中で、2021年度の「兵庫型『体験教育』の実施について」を明らかにしました。その中で「現在、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず、少なくとも、令和3年度の1学期の学校教育への影響は避けられない状況である」として、「実施要項に示す日数を基本として、活動内容を創意工夫して実施すること」ことを求めています。「感染状況や地域の実情」「各学校の実情」をしっかりとらえ、今後の有りようも含め、学校で議論を深めていきましょう。

## 《兵庫県教委文書より抜粋》

事業名	基本	創意工夫の視点
環境体験事業 (小学3年)	年間3回以上	全小学校で3回以上実施 ★校区内での活動を基本とする。(原則、施設へのバス移動を避ける)
自然学校 (小学5年)	4泊5日以上	全小学校で5日間実施 ★宿泊日数については、感染状況や地域の実情に応じて設定する。 (原則、宿泊日数は市町内で統一) ※活動内容は、日常生活では経験できない非日常的な体験活動とする。 (活動例) ○校庭にかまどを組んで野外炊事体験 ○ロープワーク体験 ○学校のグラウンドでのテント泊体験 ○近隣の施設でのカヌー体験
トライやる・ウィーク (中学2年)	1週間	全中学校で5日間実施 ★別紙により、各学校の実情に応じて実施する。
わくわくオーケストラ(中学1年)		全ての公演を9月以降に実施

## 連続ではなく分割日程での実施も可能に

「自然学校」「トライやる」とともに「5日間実施」となっていますが、県教委は、これまでのような連続日程を前提としておらず、分割した日程での実施も可能と説明しています。

例えば、「自然学校」では、4泊にこだわらず、事前に学校等で1日単位の体験活動を実施し、その後に宿泊体験活動を行ったり、宿泊体験活動の前後に間隔をあけて学校等で1日単位の体験活動を行ったりすることが可能になります。また、2泊3日と1泊2日を合わせて5日間実施することも可能になります。

「トライやる」でも、統一した実施時期は定めておらず、活動内容によって実施時期を分割してずらすことも認めています。例えば校外での活動を数日間実施し、その後に時期をずらして別の活動することも可能です。また、活動場所も限定されていないので校内での活動も認めています。

## トライやる「職場体験活動」以外も可能に

「トライやる」での活動内容についても、県教委は別紙の「考え方」で「地域の中で子ども達に学ばせたいことを、学校単位で、学校・家庭・地域がともに考えることにより、事業所での職場体験等にとらわれない活動の充実を図る」として次のような工夫例を提示しています。

- ①「地域への貢献活動」として「飛び出しぼうやの製作、募金活動、農作業の手伝い」
- ②「商店街活性化ポスターの製作」として「商店街活性化ポスターを作成し、商店街に届ける」
- ③「直接関わりが持てない場合の工夫」として「ポップの作成(学校)、商品の陳列(開店前)、商品の整理(バックヤード)等の活動を行う」等

学校の「教育課程編成権」を尊重し、地域に根ざした教育の視点から、改めて多くの制限が設けられたこれらの事業を見直す議論も進めましょう。

## 21年実施の教員採用試験「会計年度任用職員(非常勤講師)の経験者に加点措置を追加」

対象；「平成30年4月1日から令和3年3月31日の間に本県内にある公立学校(神戸市立 学校を除く)および国公立大学法人附属学校において、会計年度任用職員(非常勤講師)として、2年以上の勤務経験を有する者」かつ「正規の勤務時間(38時間45分)の半分以上勤務する会計年度任用職員(非常勤講師)または、週12時間以上の授業を担当する会計年度任用職員(非常勤講師)」

区分；ただし、受験する区分および教科と同一の教職経験に限る。

加点；第1次選考試験における加点 10点